

議案第 4 号

黒部市公共交通戦略推進協議会作業部会規程の一部改正について

黒部市公共交通戦略推進協議会作業部会規程の一部を次のように改正する。

令和 6 年 7 月 5 日 提 出

黒部市公共交通戦略推進協議会
会 長 武 隈 義 一

黒部市公共交通戦略推進協議会作業部会規程の一部を改正する規程
黒部市公共交通戦略推進協議会作業部会規程の一部を次のように改正する。

別表中「黒部事業所企画推進グループ」を「黒部事業所業務推進グループ」に、
「交通政策局」を「交通政策局地域交通・新幹線政策室」に改める。

附 則

この規程は、令和 6 年 月 日から施行する。

黒部市公共交通戦略推進協議会作業部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、黒部市公共交通戦略推進協議会規約（以下「規約」という。）第9条第2項の規定に基づき、黒部市公共交通戦略推進協議会（以下「協議会」という。）の作業部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、協議会の方針に基づく事業計画の立案等について協議を行うものとする。

(作業部会の開催)

第3条 作業部会は、協議会の会長が必要に応じて随時開催する。

(組織)

第4条 作業部会は、別表に掲げる団体等をもって組織する。

- 2 作業部会には部会長を置き、作業部会の会務を総理する。
- 3 部会長は、協議会の座長をもって充てる。
- 4 部会長は、作業部会の議長となる。

(関係者の出席)

第5条 作業部会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(報告)

第6条 作業部会は、協議結果について、協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、作業部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年2月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

団体名等	備考
富山地方鉄道株式会社	企画部（企画交通政策課） 自動車部（営業課） 鉄軌道部（営業課）
あいの風とやま鉄道株式会社	総務企画部企画課
黒部市タクシー協会	事務局
黒部まちづくり協議会ワンコインプロジェクト	事務局
政策支援アドバイザー	中央大学工学部都市環境学科 原田 昇教授
交通政策参与	東京大学 大野秀敏名誉教授
黒部商工会議所	事務局
YKK株式会社黒部事業所	黒部事業所業務推進グループ
国土交通省北陸信越運輸局	交通政策部交通企画課 鉄道部計画課 富山運輸支局
富山県	交通政策局 地域交通・新幹線政策室
黒部市	都市創造部（都市計画課） 産業振興部（商工観光課） 市民福祉部（福祉課） 教育委員会（学校教育課）